

第25期連結計算書類の連結注記表

第25期計算書類の個別注記表

株式会社エフオン

当社は、第25回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.ef-on.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 : 7社
- ② 連結子会社の名称 : 株式会社エフオン日田
株式会社エフオン白河
株式会社エフオン豊後大野
株式会社エフオン壬生
株式会社エフオン新宮
株式会社エフバイオス
ソレイユ日田株式会社
- ③ 非連結子会社 : 4社
連結の範囲から除いた理由 : 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 : 一社
- ② 持分法非適用の非連結子会社 : 4社
持分法を適用しない理由 : 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - a. その他有価証券
時価のないもの : 移動平均法による原価法
 - b. デリバティブ : 時価法
 - c. たな卸資産 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産（リース資産を除く）
省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産 : 買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の事業用の建物及び構築物、機械装置及び運搬具 : グリーンエネルギー事業の発電設備における主な建物及び構築物、機械装置は経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の有形固定資産 : 定率法
 - b. 無形固定資産（リース資産を除く） : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

- ③ 重要な引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。
 - b. メンテナンス費用引当金
省エネルギー支援サービス事業の機械装置、グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。
 - c. 賞与引当金
当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法 : 特例処理によっております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
 - c. ヘッジ方針 : デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。
 - d. ヘッジ有効性の評価方法 : 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理 : 税抜方式によっております。
- ⑥ 借入金利息等の固定資産取得原価算入 : 建設期間が1年以上のプロジェクトにかかる固定資産については、その建設期間中の借入金利息及び借入付随費用を取得原価に算入しております。
- ⑦ 連結納税制度の適用 : 当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。
- ⑧ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 : 当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(4) 未適用の会計基準等

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

a. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである計算書類間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

b. 適用予定

2022年6月期の期首より適用予定です。

c. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

a. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における計算書類の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、計算書類間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

b. 適用予定

2022年6月期の期首より適用予定です。

c. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延消費税」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「繰延消費税」は236百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

メンテナンス費用引当金

(1) 当連結会計年度に計上した金額

メンテナンス費用引当金 403百万円

(2) その他の情報

グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費や人件費の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。

将来の材料費や人件費の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 現金及び預金	:	341百万円	
② 建物及び構築物	:	6,332百万円	(6,245百万円)
③ 機械装置及び運搬具	:	13,455百万円	(13,435百万円)
④ 土地	:	2,278百万円	

この他に連結上表記されない関係会社株式(帳簿価額1,982百万円)を担保に供しております。

上記物件及び関係会社株式は、一年内返済予定長期借入金1,184百万円、長期借入金21,486百万円及び金利スワップ取引分の担保に供しております。

⑤ 売掛金	:	19百万円	
⑥ リース資産	:	77百万円	

上記資産を割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及びリースに関する債務は、一年内支払予定長期未払金41百万円、長期未払金0百万円、リース債務(流動負債)58百万円、リース債務(固定負債)32百万円であります。

担保に係る債務

長期借入金(一年内返済予定額を含む) : 22,671百万円 (16,082百万円)

(注) 上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 : 8,924百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式： 21,636,579株

自己株式： 一株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	8円00銭	2020年6月30日	2020年9月7日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年8月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	8円00銭	2021年6月30日	2021年9月8日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達には主に銀行等金融機関からの借入及び新株予約権等の発行によっています。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権については、受取手形及び売掛金があり、それぞれ顧客並びに割賦・リース会社の信用リスクに依存しています。

営業債務では、買掛金、未払金についてはいずれも1年以内の支払期日ですが、長期未払金、リース債務は、顧客とのエネルギーサービス契約に基づく5～10年に亘る投下設備の割賦・リース資金です。エネルギーサービス契約に基づく債務では原則として当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービス料を担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しておりリスクとしては顧客の信用リスクに依存しています。その他の割賦債務については、支払総額を割賦期間に均等に配分する方法により金利変動リスクを固定化しています。長期借入金、子会社発電所の建設資金及び当社グループの運転資金であり、このうち発電所建設資金の一部については金利変動リスクに対して金利スワップ取引による支払利息の固定化を実施しています。当該デリバティブ取引は、ヘッジ会計の適用の範囲内です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの回収期日管理及び残高管理を行い実施しています。投資先、貸付先の信用リスクは、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や条件の見直し交渉により軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）については、当社及び借入残高の大きな一部の子会社において借入金の支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性資金を一定額以上に維持すること等により実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
1.現金及び預金	5,272	5,272	—
2.受取手形及び売掛金	1,270	1,270	—
3.支払手形及び買掛金	(1,000)	(1,000)	—
4.短期借入金	(200)	(200)	—
5.未払金	(1,145)	(1,145)	—
6.長期借入金	(25,133)	(24,674)	(458)
7.長期未払金	(70)	(70)	(0)
8.リース債務	(90)	(90)	—

(※) 負債に計上されるものについては、() で示しております。

注. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

1. 現金及び預金

預金はそのほとんどが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 長期未払金

当社のエネルギーサービスは、当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービス料を担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しております。長期未払金は、当該設備資金の未払割賦残高であり顧客の信用リスクによるノンリコース契約となっているため、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）はないことから時価は帳簿価額によっております。

それ以外の割賦債務に係る長期未払金は、割賦債務の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

8. リース債務

当社のエネルギーサービスは、当社と顧客並びに割賦・リース会社間でエネルギーサービス契約のサービス料を担保とした代金回収並びに設備資金支払の契約を締結しております。リース債務は、当該設備資金の未払割賦残高であり顧客の信用リスクによるノンリコース契約となっているため、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）はないことから時価は帳簿価額によっております。

それ以外の割賦債務に係るリース債務は、割賦債務の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	782円22銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	77円35銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 : 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 : 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- a. 有形固定資産 (リース資産を除く)
- 省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産 : 買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
- その他の有形固定資産 : 定率法
- b. 無形固定資産 (リース資産を除く) : 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。
- c. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
- (4) 引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。
- b. メンテナンス費用引当金
- 省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。
- c. 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ・ 工事の進行途上においても、その進捗部分について成果が認められる場合
工事進行基準によっております。
 - ・ 上記の要件を満たさない場合
工事完成基準によっております。
 - ・ 決算日における工事進捗度の見積方法
原価比例法によっております。

- (6) ヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法 : 金利スワップは、特例処理によっております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
 - c. ヘッジ方針 : デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。
 - d. ヘッジ有効性の評価方法 : 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (7) 消費税等の会計処理 : 税抜方式によっております。
- (8) 連結納税制度の適用 : 当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。
- (9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 : 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延消費税」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「繰延消費税」は166百万円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

メンテナンス費用引当金

(1) 当事業年度に計上した金額

メンテナンス費用引当金 6百万円

(2) その他の情報

省エネルギー支援サービス事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費や人件費の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。

将来の材料費や人件費の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 関係会社株式 : 1,982百万円

上記の関係会社株式は、子会社である(株)エフオン日田、(株)エフオン豊後大野、(株)エフオン壬生、(株)エフオン新宮の一年内返済予定長期借入金1,156百万円、長期借入金21,426百万円及び金利スワップ取引の担保に供しております。

② 売掛金 : 19百万円

③ リース資産 : 77百万円

上記資産を割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及びリースに関する債務は、一年内支払予定長期未払金41百万円、長期未払金0百万円、リース債務（流動負債）58百万円、リース債務（固定負債）32百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 : 2,030百万円

(3) 偶発債務

① 債務保証

保証先	金額 (百万円)	内容
(株)エフオン日田	1,000	借入債務
(株)エフオン豊後大野	5,699	借入債務
(株)エフオン白河	193	借入債務
(株)エフオン壬生	9,383	借入債務
(株)エフオン新宮	6,500	借入債務
計	22,775	

② デリバティブ取引に対する保証債務

被保証者	契約金額等 (百万円)	内容
(株)エフオン豊後大野	4,199	金利スワップ
計	4,199	

上記のデリバティブ取引は、子会社及び関連会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものです。

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 : 11,641百万円

② 短期金銭債務 : 6,458百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 : 7,796百万円

② 営業取引以外の収益取引 : 1,193百万円

③ 営業取引以外の費用取引 : 16百万円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の主な原因は、税務上の繰越欠損金、メンテナンス費用引当金、未払事業税、賞与引当金、減価償却費、関係会社株式評価損等であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)エフバイオス	10	燃料販売 運営受託 事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 経営指導業務 新規プロジェクト コンサルティング 業務委託費 資金の貸付	6 36 24 72 120 300	売掛金 未収入金 短期貸付金 長期貸付金	13 11 300 400
子会社	(株)エフオン日田	495	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 子会社の銀行借入金に対する 債務保証	1 36 60 1,000	売掛金 未収入金 長期借入金 —	3 5 1,000 —
子会社	(株)エフオン白河	441	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 資金の借入 借入金の返済 子会社の銀行借入金に対する 債務保証	0 36 60 400 400 193	売掛金 未収入金 —	3 5 —
子会社	(株)エフオン豊後大野	450	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 場内整備工事 資金の借入 借入金の返済 子会社の銀行借入金及び金 利スワップに対する債務保 証	4 36 60 2 200 200 (元金) 5,699 (金利スワ ップ) 4,199	売掛金 未収入金 —	3 5 —
子会社	(株)エフオン壬生	1	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 発電所整備工事 貸付金の回収 子会社の銀行借入金に対する 債務保証	14 36 60 193 300 9,383	売掛金 未収入金 工事未収入金 長期貸付金 —	5 5 1,333 1,580 —
子会社	(株)エフオン新宮	1	発電事業	100.00	発電所建設 工事	発電所建設工事 工事代金の前受 貸付金の回収 子会社の銀行借入金に対する 債務保証	7,296 2,500 200 6,500	工事未収入金 前受金 長期貸付金 —	9,726 6,450 1,750 —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. グループ会社間の建設工事請負契約及び発電所建設中の子会社に対する貸付金に関しましては、当事者間で工事内容、工事期間、総工費等を勘案して協議の上で決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	471円71銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	57円13銭